令和5年度

日田市スポーツ推進委員協議会総会

日 時:令和5年4月27日(木) 18時30分~ 【18時30分~ 委嘱式 · 19時~ 総会】

場 所:市役所別館3階 大会議室

次第

| ١. | スポーツ振興課長あいさつ並びに職員紹介 | |
|----|--------------------------------|--------|
| 2. | 議長選出 | |
| 3. | 議事 | |
| | 第1号議案 令和4年度事業報告 | P2 |
| | 第2号議案 令和5年度事業計画(案) | Р3 |
| | 第3号議案 日田市スポーツ推進委員協議会役員改選について | P4 |
| 4. | その他 | |
| | ① 令和 4 年度各種イベントについて(報告) | P5.6 |
| | ② 令和5年度日田地区スポーツ推進委員協議会前期研修会 | P7 |
| | 及び総会について | |
| | ③ 令和5年度地区体力判定テストについて | P8 |
| | ④ 報酬及び費用弁償について | P8 |
| | ⑤ 令和5年度機関誌「みんなのスポーツ」購読者の募集について | P8 |
| | ⑥ 連絡事項 | P8 |
| | ⑦ 次回定例会の開催について | P8 |
| | ⊗ 令和5年度県民すこやかスポーツ祭 日田市実施種目のお知ら | せ P9 |
| | ⑨ 令和5年度県民すこやかスポーツ祭 種目別実施要項(案) | PIO |
| | ⑩ 令和 5 年度県民すこやかスポーツ祭 県内共通参加申込書 | PII |
| | ① ボッチャのルール(簡易版) | PI2 |
| | (参考資料) | |
| | 日田市スポーツ推進委員協議会名簿 | P13.14 |
| | 日田市スポーツ推進委員協議会規約 | P15.17 |
| | 日田市スポーツ推進委員規則 | P18.19 |
| | 日田市スポーツ推進委員の職務と身分 | P20.21 |
| 5. | 議長解任 | |

閉 会

第 | 号議案 令和 4 年度事業報告

| | 9 | で和4年及争耒報石 | | |
|-----|---------|-------------------------------|-------|-------------------|
| 月 | 日 | 事 業 名 | 参加者:人 | 内 容 等 |
| 4 | 2 | 日田市スポーツ推進委員協議会総会 | 28 | |
| 4 | 2 2 | 県民すこやかスポーツ祭実行委員会 | | 事務局出席 |
| | I 5 | 県民すこやかスポーツ祭(ボッチャ) | 15 | 中城体育館 |
| | 2 0 | 日田地区ス推委員協議会 第 回理事会 | | 書面開催 |
| _ | 2 9 | 日田地区ス推委員協議会 総会 | | 書面開催 |
| 5 | 2.0 | 大分県ス推第 回理事会・評議員会 | | 日出会長、森山副会長、事務局 |
| | 3 0 | 第 65 回九州地区ス推研究大会第 回県実行委員会 | | 森山副会長、事務局 |
| | 3 I | 奥日田椿ヶ鼻ヒルクライム第I回実行委員会 | | 日出会長 |
| | 0 | 定例会 | 27 | |
| 6 | 2 | 役員会 | | チャレンジウォークについて |
| | 3 | 大山地区体力テスト | 20 | 大山中学校体育館 |
| | 7 | 定例会 | 28 | |
| 7 | 2 | 水郷ひたチャレンジウォーク第I回実行委員会 | | 大会内容について |
| | 2 0 | 第 65 回九州ス推研究大会第 回専門部会兼県専門部会 | | 穐本さん |
| | 3 0 | 大分県スポーツ推進委員初任者研修会 | | 穐本さん |
| | 10 | 奥日田椿ヶ鼻ヒルクライム第2回実行委員会 | | 日出会長 |
| 8 | 18 | 定例会 | 26 | |
| | 28 | 第9回奥日田椿ヶ鼻ヒルクライムレース | 300 | 推進委員 28 名出席 |
| | 8 | 定例会 | 27 | |
| 9 | 2 | 水郷ひたチャレンジウォーク第1回専門部会全体会議 | | |
| | 28 | 水郷ひたチャレンジウォーク第2回実行委員会 | | 実行委員、事務局 |
| | 6 | 定例会 | 29 | |
| | 2 4 | 水郷ひたチャレンジウォーク全体会議 | | 推進委員、他団体スタッフ |
| | 2.17 | 大分県ス推第2回理事会・評議員会 | | 日出会長、森山副会長、事務局 |
| 10 | 2 7 | 第 65 回九州地区ス推研究大会第 2 回県実行委員会 | | 森山副会長、事務局 |
| | 29 | 水郷ひたチャレンジウォーク前日準備 | | 推進委員 16 名、他団体スタッフ |
| | 3 0 | 第 28 回水郷ひたチャレンジウォーク | 779 | 推進委員 35 名出席 |
| | 10 | 定例会 | 22 | チャレンジウォーク報告 他 |
| | ۱4 | 天領日田ひなまつりマラソン第I回実行委員会 | | 日出会長・佐竹副会長 |
| 11 | 18 • 19 | 第 63 回全国ス推研究協議会 | | 滋賀大会 |
| | 3 0 | 天領日田ひなまつりマラソン第2回実行委員会 | | 日出会長・佐竹副会長 |
| | 8 | 定例会 | 26 | |
| 12 | 2 0 | 奥日田椿ヶ鼻ヒルクライム第3回実行委員会 | | 日出会長 |
| | 2 6 | 水郷ひたチャレンジウォーク第3回実行委員会 | | 報告会 |
| | Ι3 | 定例会 | 18 | |
| | 2 7 | 第 65 回九州ス推研究大会第 2 回専門部会兼県専門部会 | | 穐本さん |
| 1 | 28 | 第 65 回九州ス推研究大会 日目(大分県) | 11 | 日目 |
| | ک ن | 第 65 回九州地区ス推研究大会理事会・評議員会 | | 森山副会長、事務局 |
| | 2 9 | 第 65 回九州ス推研究大会 2 日目(大分県) | 11 | 2日目 |
| 2 | Ι2 | 第 36 回日田市少年少女交流駅伝大会 | 42 | 推進委員 23 名出席 |
| ۷ | I 5 | 天領日田ひなまつりマラソン第3回実行委員会 | | 日出会長・佐竹副会長 |
| | 2 | 定例会 | 24 | |
| 3 | 10 | 天領日田ひなまつり健康マラソン大会準備 | | 推進委員 14 名、他団体スタッフ |
| ٥ _ | | | 348 | 推進委員 31 名出席 |

第2号議案 令和5年度事業計画(案)

| 月 | 日 | 事 業 名 | 会場 |
|----|-------|----------------------------|------------------|
| 4 | 19 | 日田市スポーツ推進委員協議会理事会 | 日田市役所別館 |
| | 2 7 | 日田市スポーツ推進委員協議会総会 | 日田市役所別館 |
| | 2 8 | 県民すこやかスポーツ祭 県実行委員会 | 大分市営陸上競技場(会議室) |
| | 未定 | 日田地区スポーツ推進委員理事会 | 書面決議(予定) |
| 5 | 14 | 県民すこやかスポーツ祭(ボッチャ) | 中城体育館 |
| | 14 | 日田地区ス推委員協議会 総会 | 市役所会議室 16:00~ |
| | 14 | 日田地区ス推委員協議会 懇親会 | 寶屋 17:00~ |
| | 2 6 | 県スポ推第I回理事会・評議員会 | 未定 |
| | 未定 | 水郷ひたチャレンジウォーク第I回実行委員会 | |
| 6 | ı | 定例会 | 市役所会議室 |
| | 8 | 全国ス推連合定時総会 | 東京都 |
| | 下旬 | 県ス推第 回専門委員会 | 未定 |
| 7 | 未定 | 定例会 | 市役所会議室 |
| | 13.14 | 九州地区ス推理事会 | 長崎県長崎市 |
| 8 | 未定 | 定例会 | 市役所会議室 |
| | 未定 | 初任者研修会 | 大分市 |
| | 未定 | 天領日田ひなまつり健康マラソン大会第I回実行委員会 | 市役所会議室 |
| 9 | 未定 | 定例会 | 市役所会議室 |
| | 2 · 3 | 第 10 回奥日田椿ヶ鼻ヒルクライムレース | 大山町~前津江町 |
| 10 | 未定 | 定例会 | 市役所会議室 |
| | 未定 | 水郷ひたチャレンジウォーク第2回実行委員会 | 市役所会議室 |
| | 9 | マイナビ ツール・ド・九州 2023(大分ステージ) | オートポリス→日田市街地 |
| | 2 9 | 第 29 回水郷ひたチャレンジウォーク | 陸上競技場(スタート・ゴール) |
| | 中旬 | 県スポ推第2回理事会・評議員会 | 未定 |
| 11 | 未定 | 定例会 | 市役所会議室 |
| | 16.17 | 第 64 回全国スポーツ推進委員研究協議会 青森大会 | 青森県青森市 |
| | 中旬 | 県ス推第2回専門委員会 | 市役所会議室 |
| 12 | 未定 | 定例会 | 市役所会議室 |
| | I 7 | 第 62 回大分県スポーツ推進委員研究大会 | 中津文化会館 |
| 1 | 初旬 | 定例会兼新年会 | 未定 |
| | 20.21 | 第 66 回九州地区スポーツ推進委員研究大会 | 長崎県島原市(島原復興アリーナ) |
| | 未定 | 第 37 回日田市少年少女交流駅伝大会 | 日田市陸上競技場 |
| 2 | 未定 | 2月定例会 | 市役所会議室 |
| | 未定 | 天領日田ひなまつり健康マラソン大会第2回実行委員会 | 市役所会議室 |
| 3 | 未定 | 3月定例会 | 市役所会議室 |
| | 未定 | スポーツ推進委員リーダー養成講習会 | 東京都 |
| | 10 | 第25回天領日田ひなまつり健康マラソン大会 | 陸上競技場(スタート・ゴール) |
| | サロ 休ナ | コテフト 時期・合理土字 | |

・地区体力テスト

時期・会場未定

·日田地区後期研修会

時期・会場未定

・スポーツデイ

時期・会場未定

※各種イベント行事の日程は「予定」です。

日田市スポーツ推進委員協議会役員(案)

(任期:2023年4月27日より2025年3月31日まで)

| 役 職 名 | 新役員(案) |
|-------|--------|
| 会 長 | |
| 副会長 | |
| 副会長 | |
| 理事 | |

その他

① 令和 4 年度各種イベントについて(報告)

令和 4 年度はウィズコロナの精神のもと、これまで中止となっていたスポーツイベント等が開催できました。

それぞれのイベントで基本的な感染対策を講じながら、開催した行事の報告を下記のとおり行います。

■第9回奥日田椿ヶ鼻ヒルクライムレースについて

開催日:令和4年8月28日(日)

会 場:大山町中川原交差点 ~ 前津江町地域活性化センター

申込者:一般307名 実業団63名 計370名

参加者:300名が当日参加(スポーツ推進委員当日出席者:28名)





■水郷ひたチャレンジウォークについて

開催日:令和4年10月30日(日)

会場:日田市陸上競技場(スタート/ゴール)5km、13km、18kmで実施

申込者: 18 k m 119 名 13 k m 362 名 5 k m 372 名 計 853 名

参加者:779 名が当日参加(スポーツ推進委員当日出席者:35 名)









■第37回日田市少年少女交流駅伝大会について

開催日:令和5年2月12日(日)

会 場:日田市陸上競技場周回コース

申込者:42名(6チーム)





■第24回天領日田ひなまつり健康マラソン大会について

開催日:令和5年3月12日(日)

会 場:日田市陸上競技場 (スタート/ゴール) 5.5km、13kmで実施

申込者:5.5km | 129名 | 13km | 244名 | 計 373名

参加者:348名が当日参加(スポーツ推進委員当日出席者:31名)





■第 65 回九州地区スポーツ推進委員協議会研究大会について

開催日:令和5年1月28日(土)・29日(日)

会 場:レゾナックドーム大分(旧昭和電工武道スポーツセンター)

第65回 九州地 研究大会 大分大

参加者:28日 | 1名、29日 | 1名



②令和5年度日田地区スポーツ推進委員協議会前期研修会及び総会について

■前期研修会

すこやかボッチャ大会 in 日田(競技:ボッチャ)

·日 時:5月 |4日(日) | |2:00 集合(予定)

·場 所:中城体育館

※実施要項(案)はPIO参照、ルールはPI2参照

審判は推進委員で行いますが、推進委員でチームを作り、研修としてゲームも行います。

出席者/日出会長

種本・碇・石井・上田・梅原・大石・梶原(秋)・梶原(五)・窪・熊谷・栗山・桑野・五藤・佐々木・佐竹・佐藤(孝)・篠原・嶋津・清水・髙倉・田中・中島(紀)・中島(博)・中村・投野・楢橋・楢原・長谷部(剛)・長谷部(伸)・原田・判田・松野・三笘・森田森山(浩)・森山(剛)・矢野(智)

■日田地区スポーツ推進委員協議会総会及び懇親会

· 日 時:5月 |4日(日)

·総 会: |6:00~ 日田市役所別館3階大会議室 ・懇親会: |7:00~ 柳原食堂(田島本町6-2|)

【総 会】16:00~

出席者/日出会長

穐本・碇・石井・上田・梅原・大石・梶原(秋)・梶原(五)・窪・熊谷・栗山・桑野・五藤・佐々木・佐竹・佐藤(孝)・篠原・嶋津・清水・髙倉・田中・中島(紀)・中島(博)・中村・投野・楢橋・楢原・長谷部(剛)・長谷部(伸)・原田・判田・松野・三笘・森田森山(浩)・森山(剛)・矢野(智)

【懇親会】17:00~

出席者/日出会長

穐本・碇・石井・上田・梅原・大石・梶原(秋)・梶原(五)・窪・熊谷・栗山・桑野・五藤・佐々木・佐竹・佐藤(孝)・篠原・嶋津・清水・髙倉・田中・中島(紀)・中島(博)・中村・投野・楢橋・楢原・長谷部(剛)・長谷部(伸)・原田・判田・松野・三笘・森田森山(浩)・森山(剛)・矢野(智)

③ 令和5年度地区体力判定テストについて

○H28 三芳地区・三花地区 ○H29 咸宜地区・東有田地区

〇H30 大山、前津江地区・光岡地区(大山・前津江地区は台風により中止)

OR I 光岡地区・大山・前津江地区 ○R2 未開催

OR 3 未開催 OR4 大山地区 OR5 ()地区·()地区

④ 報酬及び費用弁償について

報酬は年額 | 8,400円(内563円は所得税として控除)です。

日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に添って、私用車を使用した場合、車賃として I k m あたり39円の支給を行います。(但し、片道が4k m を超える場合)

- ※市が招集する会議・行事等は費用弁償支給の対象となります。また、費用弁償については、 令和3年度支給分から見直し、改めて距離を確認し支給しています。
- ※各年度3月末に本人口座へ振込みます。令和4年度分は3月30日に振込済です。

⑤ 令和5年度機関誌「みんなのスポーツ」購読者の募集について

年間購読料: 1セット5, 450円

購読希望の方はお早めに事務局へお声かけください。

※各種功労者表彰の推薦に当たっては、年間購読が推薦基準となっています。

⑥ 連絡事項

- ○本日の配布冊子について(確認)
 - ・会報 豊の国 sports
- ○2024 ツール・ド・九州について(概要説明)
- ○委員の皆様から

⑦ 次回定例会の開催について

5月定例会 なし ※日田地区総会開催予定のため 6月定例会 6月1日(木) 19:00~ (市役所別館3階大会議室)

令和5年度県民すこやかスポーツ祭 日田市実施種目のお知らせ

県民の誰もが気軽に参加できるスポーツ大会として、県民すこやかスポーツ祭が今年も5月 1日 (月) \sim 6月30日 (火) で開催されます。**※4**月**27日時点**

日田市内の開催内容及び会場は次のとおりです。休日のレジャーや家族のふれあいの場に活用していただくとともに、町内の方、ご家族やお知り合いの方にも周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、コロナウイルス感染症拡大防止のため、大会が中止となった場合には市HPと県HPにてお知らせいたします。

(県民すこやかスポーツ祭) ホームページ

■大分県教育委員会

https://www.pref.oita.jp/site/sports/list21503-25182.html

QRコード



■市教育委員会(5月|日をめどに公開予定)

https://www.city.hita.oita.jp/soshiki/kyoikucho/taiikuhokenka/sports/sports/9530.html

QRコード



| 大会名 | 期日 | 会場 | 参加締切 | 問い合わせ |
|----------------------------|-----------------------|-----------------|------|---|
| ターゲット・バードゴルフ | 5/II(木) 雨天時5/I8(木) | 日田市陸上競技場 | 5/7 | 大分県ターゲット・バードゴルフ協会 080-4450-2209 (盛池) |
| 県民すこやかスポーツ祭 武術太極拳 | 5/14(日) | 日田市総合体育館 剣道場 | 5/12 | 日田市武術太極拳連盟 090-5745-8749(字野) |
| すこやかボッチャ in 日田 | 5/14(日) | 中城体育館 | 5/10 | 日田市スポーツ推進委員協議会 0973-22-8442(胤末) |
| 県民すこやかスポーツ祭 ソフトバレーボール大会 | 5/21(日) | 日田市総合体育館 | 5/8 | 日田市ソフトバレーボール連盟 090-7166-5392(柳井田) |
| すこやか太極拳in日田 | 5/21(日) | 日田市総合体育館 剣道場 | 5/8 | 大分県太極拳連盟 097-597-4567(安部) |
| ボッチャ | 5/28(日) | 日田市総合体育館 剣道場 | 当日 | 日田市レクリエーション協会 090-5930-2910(上田) |
| 県民すこやかスポーツ祭 3B体操のつどい | 6/25(日) | 日田市立若宮小学校体育館 | 6/18 | 公益財団法人日本3B体操協会 090-3884-1416(押川) |

<種目名> すこやかボッチャ大会 in 日田

- 1.会 場 日田市中城体育館
- 2. 日 時 令和5年5月14日(日)
- 3. 日 程 ① 受 付 | 2:30 ~ |3:00
 - ② 開会式 | 13:00 ~ | 3:15
 - ③ 内容説明 | 3:|5 ~ |3:30
 - ④ 競 技 I3:30 ~
 - ⑤ 閉 会 式 競技終了後
- 4. チーム編成 登録人数は監督 | 名、選手3名以上。監督は選手を兼ねることができる。
- 5. 競技方法 (1) ジャンケン勝利チームから、ジャックボールに向かってボールを投げる。
 - (2)両チームー回ずつ投球後、ジャックボールに遠いチームが投げ続ける。すべてのボールがなくなり次第、ジャックボールに最も近いボールのチームが勝利。 得点については、ジャックボールに近いボールの個数で判断する。
 - (3)組合せは参加申込み数により決定する。
- 6. 競 技 規 則 日本ボッチャ協会公式ルールを準用する。
- 7. 表 彰 | 位から3位までを表彰する。
- 8.参加料無料
- 9. 参 加 申 込 所定の申込書を下記申込先に提出してください。(FAX可) 令和5年5月10日(水)締切
- IO. 申 込 先 〒877-860I 日田市田島二丁目6番I号

 日田市教育庁スポーツ振興課 TEL:0973-22-8442

 FAX:0973-22-8270
- 11. その他 当日は運動に適した服装で上履きの運動靴を用意してください。事務局にて、スポーツ | 日保険に加入します。

令和5年度県民すこやかスポーツ祭 県内共通参加申込書

| 種目名 | すこやかボッチャ大会 in 日田 |
|-------|------------------|
| 開催市町村 | 日田市 |

| チーム名 | |
|-------|-----|
| 代表者名 | 連絡先 |
| 代表者住所 | |

| | 氏 名 | 年齢 | 性別 |
|-----|-----|----|----|
| 監督 | | | |
| 選手丨 | | | |
| 選手2 | | | |
| 選手3 | | | |
| 選手4 | | | |
| 選手5 | | | |
| 選手6 | | | |

※申込メ切 令和5年5月10日(水)厳守

※申込人数が多数(6名以上)の場合は、この申込書をコピーしてお使いください。

※1 ゲームにつき、3 名の出場となります。

(申込先)

〒877-8601 日田市田島二丁目6番1号

日田市教育庁スポーツ振興課 TEL:0973-22-8442

FAX: 0973-22-8270

ボッチャのルール (簡易版)

コートの大きさ・・・幅6m、長さ12m

ボッチャのゲーム人数…I対 Iの個人戦、2対 2のペア戦、3対 3のチーム戦、その他で自己 投球が出来ない競技者のアシスタント、審判、計測者等

ボッチャとは同じ方向を向いて(カーリングと同じ要領)ボールを投げ合う競技です。

投げる球数・・・ジャックボール(目標の白球)に向けて、先行は赤、後攻は青のボールをそれぞれ 6 球ずつ投げます。

投げる順番

- I.最初に先行赤の選手がジャックボールを投げて、続けて赤ボールを投げます。次に後攻青が青ボールを投げます。
- 2. 青が赤よりもジャックボールに近い場合は赤に交代、遠い場合は赤よりもジャックボール に近くなるまで青が続けて投げます。相手よりもジャックボールに近づかないと交代できま せん。
- 3. 最終的に両チームが持ち球を全部投げ終わった時点で、ジャックボールに近い球のチームがエンドの勝利者で点数が入ります。

1~3で | エンドと言います。

得点・・・勝ったチームには、負けたチームのジャックボールに一番近い球より、近い球 | 個につき | 点とカウントします。

勝敗・・・公式戦では 4~6 エンドを行い、全エンドが終わって合計点数が多い方が勝ちとなります。

ボッチャルールの投げ方いろいろ

ボッチャのボールの投げ方は、どんな投げ方でもオールオッケー。

手を使って上や下から直接投げるのはもちろん、ボールを投げることが出来ない人なら高低差を利用した勾配用具を使って転がしても弾いても、足で蹴飛ばしても OK です。

身体の障害によってボールを直接投げることができない場合は、ランプス(勾配具)やヘッドポインタなどの補助具を使用して競技に参加することが可能です。

日田市スポーツ推進委員名簿

任期 自 令和5年4月 I日 至 令和7年3月31日

| No. | 氏 名 | カナ | 選任区分 | 経 験 |
|-----|--------|-----------|------|-----|
| I | 中村 孝徳 | ナカムラ タカノリ | 咸 宜 | 8年 |
| 2 | 原田 弘美 | ハラダ ヒロミ | 咸 宜 | 6年 |
| 3 | 五藤 和彦 | ゴトウ カズヒコ | 桂 林 | 3 年 |
| 4 | 碇 幸夫 | イカリ ユキオ | 日隈 | 新任 |
| 5 | 上田 明子 | ウエダ アキコ | 若 宮 | 4 年 |
| 6 | 清水 邦彦 | シミズ クニヒコ | 三 芳 | 19年 |
| 7 | 中島 博 | ナカシマ ヒロシ | 三 芳 | 4年 |
| 8 | 栗山 崇 | クリヤマ タカシ | 光 岡 | 新任 |
| 9 | 佐々木 信治 | ササキ シンジ | 光 岡 | 新任 |
| 10 | 楢原 大全 | ナラハラ ダイゼン | 高 瀬 | 6年 |
| 11 | 投野 昌且 | ナギノ マサカツ | 朝日 | 2 年 |
| 12 | 熊谷 康生 | クマガエ ヤスオ | 三 花 | 2 年 |
| 13 | 大石 すみ子 | オオイシ スミコ | 東有田 | 新任 |
| 14 | 髙倉 綾 | タカクラ リョウ | 西有田 | 2年 |
| 15 | 篠原 茂樹 | シノハラ シゲキ | 大 鶴 | 8年 |
| 16 | 梅原 亮 | ウメハラ リョウ | 夜 明 | 新任 |
| 17 | 田中 陽一 | タナカ ヨウイチ | 五 和 | 9年 |
| 18 | 長谷部 伸弥 | ハセベ ノブヒコ | 中津江 | 2年 |
| 19 | 長谷部 剛 | ハセベ タケシ | 中津江 | 新任 |
| 20 | 嶋津 久憲 | シマヅ ヒサノリ | 上津江 | 6年 |
| 22 | 窪 真範 | クボ マサノリ | 大山 | 8年 |
| 22 | 楢橋 幸子 | ナラハシ サチコ | 大山 | 6年 |

| 23 | 佐藤 孝彰 | サトウ タカアキ | 天瀬 | 8年 |
|----|--------|-----------|------|------|
| 24 | 穐本 ひとみ | アキモト ヒトミ | 学識経験 | 29 年 |
| 25 | 石井 吉人 | イシイ ヨシト | 学識経験 | 27 年 |
| 26 | 桒野 勇人 | クワノ ハヤト | 学識経験 | 21年 |
| 27 | 梶原 秋義 | カジワラ アキョシ | 学識経験 | 21年 |
| 28 | 梶原 五男 | カジワラ イツオ | 学識経験 | 23 年 |
| 29 | 佐竹 大作 | サタケ ダイサク | 学識経験 | 19年 |
| 30 | 中島 紀子 | ナカシマ ノリコ | 学識経験 | 10年 |
| 31 | 判田 朋久 | ハンダトモヒサ | 学識経験 | 再任 |
| 32 | 日出 正義 | ヒデ マサヨシ | 学識経験 | 27 年 |
| 33 | 松野 忠 | マツノ タダシ | 学識経験 | 24 年 |
| 34 | 三笘 順子 | ミトマ ヨリコ | 学識経験 | 12年 |
| 35 | 森田 義則 | モリタ ヨシノリ | 学識経験 | 再任 |
| 36 | 森山 浩樹 | モリヤマ コウキ | 学識経験 | 21年 |
| 37 | 森山 剛 | モリヤマ ツヨシ | 学識経験 | 22 年 |
| 38 | 矢野 智子 | ヤノトモコ | 学識経験 | 25 年 |

日田市スポーツ推進委員協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第 | 条 本会は「日田市スポーツ推進委員協議会」と称す。

(組 織)

第2条 本会は日田市のスポーツ推進委員(以下「委員」と称する。)をもって組織する。

(目 的)

第3条 本会は委員相互の連絡を密にし、その健全な発達を図り、もって日田市における 体育・スポーツ・レクリエーションの普及に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。
 - (1)委員相互の連絡調整に関すること。
 - (2) 委員の資質の向上を図るための研修会及び講習会等の開催に関すること。
 - (3)体育・スポーツ及びレクリエーションの啓発・宣伝に関すること。
 - (4)市主催の体育・スポーツ及びレクリエーション事業(行事)の企画・立案への 参画と推進。
 - (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(事務局)

第5条 本会に事務局をおく

2 本会の事務局は日田市教育庁スポーツ振興課におく。

第2章 理事及び役員

(役員の種類及び員数)

- 第6条 本会に次の役員をおく。
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3) 理事 9名以内

(役員の選出)

第7条 役員は、総会において選出する。

(役員の職務)

- 第8条 会長は本会を代表し、これを総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けた時はその職務を代行する。

(理事及び役員の任期)

- 第9条 理事及び役員の任期は2年とする。ただし、補欠の理事及び役員の任期は前任者 の残任期間とする。
 - 2 理事及び役員は再任されることができる。
 - 3 理事及び役員はその任期満了後においても、後任者が選出されるまでの間その職務を行う。

(顧問及び参与)

- 第10条 本会に顧問及び参与を若干名おくことができる。
 - 2 顧問及び参与は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第3章 会 議

(総 会)

- 第11条 本会の目的を達成するために総会をおく。
 - 2 総会は年 | 回年度当初に開き、年間行事計画等を議決する。
 - 3 臨時総会は必要に応じ会長が招集し、開催することができる。

(理事会)

- 第12条 理事会は、会長・副会長・理事をもって開催する。
 - 2 理事会は必要に応じて会長が招集する。
 - 3 理事会は総会の議決事項にもとづき業務を執行する。
 - 4 緊急の議決事項については、総会の議決を経ないで理事会で審議決定することが できる。

(専門委員会)

- 第 | 3条 本会の事業遂行のため、専門委員会を設けることができる。
 - 2 専門委員会の名称及び員数は理事会で決定する。

(定例会)

第14条 本会の事業遂行のため、定例会を毎月その月初めに開催する。

(議事)

- 第 I 5条 各種会議はそれぞれの構成員の3分の I 以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 2 会長は理事会及び各種会議の議長となる。ただし、総会の議長は会員の互選によるものとする。
 - 3 各種会議の議事は、出席したものの過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第4章 雑 則

(規約の変更)

第 I 6条 この規約は総会において出席したものの3分の2以上の同意をえて改正することができる。

(委任)

第17条 この規約に定めるものの外、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は昭和63年5月6日から施行する。

附 則

この規約は平成7年4月25日から施行する。 (第1回改正)

附 則

この規約は平成9年5月2日から施行する。 (第2回改正)

附 則

この規約は平成 | 〇年4月 | 4日から施行する。 (第3回改正)

附 則

この規約は平成I3年4月6日から施行する。 (第4回改正)

附 則

この規約は平成 | 7年4月 | 日から施行する。 (第5回改正)

附 則

この規約は平成 | 8年4月 | 日から施行する。 (第6回改正)

附 則

この規約は平成23年10月26日から施行する。 (第7回改正)

附即

この規約は平成28年4月17日から施行する。 (第8回改正)

附則

この規約は平成29年4月 | 4日から施行する。 (第9回改正)

附 則

この規約は平成3 | 年4月 | |日から施行する。 (第 | 0回改正)

附則

この規約は令和3年4月 | 5日から施行する。 (第11回改正)

〇日田市スポーツ推進委員規則

平成 23 年 10 月 26 日 教委規則第 22 号

日田市体育指導委員規則(昭和 37年教委規則第 8号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第 | 条 この規則は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 32 条第 2 項 の規定に基づき、スポーツ推進委員(以下「委員」という。)の職務その他の事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、本市におけるスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業 に関し、協力すること。
- (5) スポーツ関係団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (6) 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ振興のための指導、助言を行うこと。
- 2 前項の職務について、委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、50人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。
- 3 委員は、再任を妨げない。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

- 2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則等に従わなければならない。
- 3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

I この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 スポーツ基本法の施行の際現に体育指導委員である者で同法附則第 4 条の規 定によりスポーツ推進委員とみなされたものの任期は、第 4 条第 I 項の規定に かかわらず、同法の施行の日における体育指導委員としての任期の残任期間と 同一の期間とする。

日田市スポーツ推進委員の職務と身分

1. スポーツ基本法

国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際 社会の調和ある発展に寄与することを目的とする法律。

スポーツ基本法(抜粋)

(スポーツ推進委員)

- 第32条 市町村の教育委員会(特定地方公共団体にあっては、その長)は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則(特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則)の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。
- 2. 日田市スポーツ推進委員規則(抜粋)

(職務)

- 第2条 委員は、本市におけるスポーツの推進に関し、次に掲げる職務を行う。
 - (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
 - (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
 - (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
 - (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、協力すること。
 - (5) スポーツ関係団体その他の団体が行うスポーツに関する行事又は事業 に関し、求めに応じて協力すること。
 - (6) 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツ振興のための指導、助言を 行うこと。

(スポーツ推進委員の委嘱)

日田市非常勤特別職として、教育委員会が委嘱する。(50 名以内) 任期は 2 年間で、再任は妨げない。

- ※(現在構成) 地区体協推薦 27 学識経験者 18
- 3. 身分補償等

(報酬)

年額 18,400円 (年度末に支給)

(費用弁償)

公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

(公務災害)

日田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受ける。

(公用車運転中の事故の取扱)

市が加入している任意保険の保険対象となる。

※ イベントを他の団体と協賛する場合は、他の団体員が公用車を運転しないよう注意して ください。(保険の対象とならない場合があります。)